

【会員様限定】

# 「低圧電気取扱業務特別教育」の 「出張講習」を始めます！！

東北支部はこの度、ご好評をいただいている「低圧電気取扱業務特別教育」の出張講習を始めることといたしました。

## ○低圧電気取扱業務特別教育とは？

- ・ 労働安全衛生法第59条第3項および労働安全衛生規則36条第4項により、事業者は、電気取扱業務などの危険業務に労働者をつかせるときは、労働安全衛生特別教育を行うことが義務付けられています。
- ・ この特別教育は労働安全衛生規則39条（特別教育の細目）で安全衛生特別教育規程が定められている「電気取扱業務に係る特別教育」を指し、一般には「特高・高圧」と「低圧」を分けて実施されており、低圧については「低圧電気取扱業務特別教育」と呼んでいます。
- ・ 特別教育の科目と時間は、安全衛生特別教育規程で定められています。

(テキスト)



科目・範囲	時間
低圧の電気に関する基礎知識	1時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
関係法令	1時間
実技教育（※開閉器操作行のみ行う場合）	1時間

(講習会イメージ)



## ○「出張講習：低圧電気取扱業務特別教育講習会」を利用するメリットは？

- ・ 協会講師が会員様の事業場へ出向き、事業者に代わって特別教育規程に基づく講習会を行います。
- ・ 会員様の事業場が講習会場となることで、受講者の旅費が軽減されるなど、遠方の方や受講者が多いほど費用面で有利です。
- ・ 修了者には、日本電気協会東北支部から修了証を発行いたします。また、受講修了者については名簿を保存管理し、修了証の再発行も行います。(再発行は別途費用がかかります)

## ○募集および実施条件（ご相談の前に）

- ・ 募集対象は、当面「支部会員」のみとさせていただきます。
- ・ 受講者の集約と名簿の作成、会場手配は申込者で実施していただきます。
- ・ 講師、テキスト、実技教材は協会の手配いたします。(開催日のご要望に添えない場合があります)
- ・ 科目と時間は安全衛生特別教育規程で定められているため時間の短縮はできませんが、講義を2日間に分けるなどの時間割の変更は可能です。
- ・ 費用は事前に見積りを提出し、申込者に対し一括請求いたします。

詳しくは、日本電気協会東北支部（TEL022-222-5577）まで  
お気軽にご相談、お問い合わせください。

(送付先) (社) 日本電気協会 東北支部 行

**FAX 022-222-6006**

※FAX番号再確認のうえ送信願います。

平成 年 月 日

「出張講習：低圧電気取扱業務特別教育講習会」  
申 込 書 (兼見積依頼書)

会 員 名	
会 員 様 御 住 所	〒
	—
	TEL ( ) —
ご 担 当 者	ご担当者名
	ご連絡先電話 TEL ( ) —
ご 回 答 方 法	<input type="checkbox"/> 電話による口頭 TEL ( ) —
	<input type="checkbox"/> FAX FAX ( ) —
	<input type="checkbox"/> 電子メール アドレス ( )

(お見積条件)

開 催 予 定 日	
会 場 名	
会 場 住 所	
受 講 予 定 者 数	

※受講申込書にご記入いただいた情報は、見積作業にのみに使用し、他の目的で使用いたしません。

以 上